



第 36 号 平成 26 年 11 月 1 日 発行

編集 広報委員会

あびこ・たいむず

医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院 TEL04-7181-1100
〒270-1177 千葉県我孫子市柴崎 1300 番 FAX04-7181-2255
URL <http://seijinkai-abiko.jp> E-mail seijinkai@nifty.com



部署紹介

放射線科

放射線科のスタッフは診療放射線技師 4 名、放射線科助手 1 名で業務をおこなっています。各技師は、1 週間のローテーションで担当を決めています。当院の放射線業務を紹介します。

- ・一般レントゲン撮影検査
胸部、腹部、整形骨撮影など基本的な検査です。
- ・骨密度検査
骨の状態、骨の年齢等がおおよそわかる検査です。
- ・胃・大腸バリウム検査
人間ドックなどで検査します。
- ・CT検査
全身の断層画像が見られる検査です。頭部・胸部・腹部検査が多いです。
- ・MRI検査
全身の断層画像が見られる検査です。磁気を利用するので放射線の被曝はありません。
- ・マンモグラフィー検査
乳癌の早期発見が可能です。検査件数が増加しています。
- ・頸動脈エコー検査
首の動脈を超音波でみて動脈硬化などを検査します。
- ・移動用のレントゲン検査

最後に福島原発事故以来放射線に対して不安を感じている方もおられると思いますが、患者様からのご質問に対応し、さらに放射線量を少なくする努力をしています。



診療だより

内科 田中 康夫

ノロウイルスによる胃腸炎に関して短くまとめましたのでご覧下さい。詳しくは内科外来を受診いただき、主治医よりお伺いいただくか、最下段の厚生労働省ホームページをご参照下さい。

症状：激しい嘔吐（トイレに間に合わない、突然突き上げるような、横になれないほど）・下痢・腹痛・発熱（微熱程度が多い）ですが、個人差もあり、症状がほとんど出ない事もあります。その場合でも便中にウイルスが排泄されており、他の人への感染源となりえます。

診断：上記症状の他、便検査でわかりますが、結果が出るのに数日かかり、保険が利かず自費となります。

感染経路：患者の嘔吐物・下痢便を処理する際の接触、それらが乾燥して空気中を舞うことによる付近への空気感染、患者の調理した食品の摂食、あるいはトイレ排泄物が下水から海水を經由し、近海養殖の魚介類の生食などで、最終的にウイルスが口に入ることによりうつります。感染源として特に海産大型二枚貝が言われますが、業者によっては自主的に検査をしているところもあり、一概に絶対危険とは言えないものの、下水処理場でウイルスを完全に処理していない以上、可能性はありえます。

流行時期：1年を通して発生はありますが、特に12月から翌年の1月にかけて多い傾向があります。

治療法：残念ながら、ウイルスに直接効く（殺す）薬はありません。通常、2日位で症状は治まって、後遺症もなく自然になおることが多いのですが、小児や高齢者、体の弱った人は、脱水や、嘔吐の際の窒息、肺炎などで、重症となる場合もあり、その際は、点滴・入院が必要なため、注意しなければいけません。

予防法：残念ながら、インフルエンザのようなワクチン予防接種はありません。また、終生免疫（1度かかったら、2度とかからない）はなく、同じ人が何回もかかることもあります。結局は口からウイルスが入らないようにする事が唯一の予防法です。具体的には、食品でも比較的危険性の高い魚介類は、なるべく加熱（85℃、1分以上）して食べるようにし、普段からの石鹸による手洗い、患者の嘔吐物・下痢便の処理にはマスク、ビニール手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が必要です。しかしこれにはやり方の注意点が多くあるので、詳細は以下の厚生労働省のホームページをご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#09>

医療法人社団聖仁会 理念

「患者様一人一人のかけがえのない人生の支えとなれるように人にやさしい医療・看護・介護を実践します。

我孫子聖仁会病院基本方針

1. 安全で質の高い医療の実践
2. 患者さまの権利と尊厳を最優先にした医療の実践
3. 地域に貢献する医療の実践

患者さまの権利と義務

患者さまの権利

私たちは「患者さまの権利」を保障し、パートナーシップを結びながら、人権を尊重する医療を実践します。

- 1 患者さまは、人として尊厳を保障される権利があります。
- 2 患者さまは、人道的にかつ平等に最善の医療を受ける権利があります。
- 3 患者さまは、プライバシーおよび秘密を守られる権利があります。
- 4 患者さまは、自分の状態および治療の内容について情報を受ける権利があります。
- 5 患者さまは、治療方針について十分な説明を受け、自己決定する権利があります。
- 6 患者さまは、待遇、治療に対する不服や退院請求を申し立てる権利があります。
- 7 患者さまは、通信、面会および行動を不適切に制限されない権利があります。

患者さまの義務

- 1 患者さまは、自分の健康や病気の情報を医師へ正確に伝える義務があります。
- 2 患者さまは、自分の医療の説明を受けた時、良く分からない場合は質問するか、分からない事を伝える義務があります。
- 3 患者さまは、治療方針を守り、治療効果が上がるように努める義務があります。
- 4 患者さまは、他の患者さまの治療に支障がないように配慮する必要があります。
- 5 患者さまは、安全で快適な入院生活を送るために、病院の規則・注意を守り、互いに協力する義務があります。